

# 日田市介護保険条例施行規則の一部改正について（趣旨）

## 1. 目的・理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免の特例を定めるに当たり、所要の措置を講ずること。

## 2. 主な内容

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る対象要件及び減免割合等に関する規定の追加（附則第2項から第4項関係）

（国の財政支援の基準による減免の対象要件及び減免割合等の規定を整備すること。）

### ① 減免の対象となる被保険者（対象要件）（附則第2項関係）

- (1) 世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- (2) 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者
  - ・ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
  - ・ 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下

### ② 減免額（附則第3項関係）

- (1) ①(1)に該当する第1号被保険者 保険料の全部
- (2) ①(2)に該当する第1号被保険者 保険料額に、前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【計算式 減免額 = (A × B / C) × d】

対象保険料額 (A × B / C)	A : 当該第1号被保険者の保険料額 B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額） C : 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額
減額又は免除の割合 d	前年の合計所得金額が200万円以下であるとき : 全部 前年の合計所得金額が200万円を超えるとき : 10分の8

※上記にかかわらず、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、全部を免除。

## 3. 施行の時期

この規則は、令和2年6月1日から施行する。（附則関係）

## 4. 意見公募をしなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に規定する公益上、緊急に規則を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であり、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。